

IT機器レンタル約款

第1条（総則）

- 本IT機器レンタル約款は、アスクラピウス株式会社（以下貸貸人という）とお客様（以下賃借人という）との間の動産（以下レンタル物件という）の賃貸借契約（以下レンタル契約という）に適用されます。
- 2 レンタル物件、レンタル期間、レンタル料、解約レンタル料、保守その他特約など個別のレンタル契約の条件については、貸貸人所定の手続きに基づき別途定める方法によるものとします。

第2条（レンタル起算日・レンタル期間）

貸貸人が賃借人に対してレンタル物件を引渡しした日（ただし、第5条第3項の場合には、賃借人が貸貸人に物件受領書を交付した日または交付したものとみなされる日）をレンタル起算日とし、同起算日から起算して別途定める期間をレンタル期間とします。

第3条（レンタル契約の延長）

- レンタル期間の満了日より1ヶ月以上前に、賃借人からレンタル期間の延長の申込みがあった場合、賃借人にレンタル契約または本IT機器レンタル約款の違反がない限り、貸貸人はレンタル契約と同一条件（ただし、レンタル期間、レンタル料、保守サービスは除く）で引続きレンタルし、以後繰り返し延長するときも同様とします。
- 2 貸貸人は、前項により賃借人の延長の申し出があった場合でも、レンタル物件の修理または取替えに、過大な費用または時間を要するおそれがある場合は、レンタル期間の延長を行わないことができます。
 - 3 延長期間中のレンタル料については、貸貸人の所定の金額によるものとします。

第4条（レンタル料金等）

- 賃借人は貸貸人に対し、貸貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金およびその他の諸費用（以下総称して、レンタル料金等という）を請求書記載の支払期限までに貸貸人の指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払うものとします。
- 2 レンタル料金等は、貸貸人の提示する見積書または前項に定める請求書に記載されるものとします。
 - 3 貸貸人は賃借人と合意のうえ、レンタル期間中、経済事情の変動等により、レンタル料金を変更できるものとします。

第5条（レンタル物件の引渡し）

- 貸貸人は賃借人に対し、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡します。
- 2 レンタル物件の引渡しの方法は貸貸人が決定し、賃借人はこの決定にしたがうとともに、配送料等がかかる場合はその費用を負担します。
 - 3 貸貸人が求めた場合、賃借人は貸貸人よりレンタル物件の引渡しを受けた後、当事者間で定めた期間内（以下検取期間という）にこれを検査し、レンタル物件の品質、種類および数量（規格、仕様、性能その他物件につき賃借人が必要とする一切の事項を含む。以下これを総称してレンタル物件の品質等という）がこの契約の内容に適合していることを確認のうえ、その日をもって貸貸人所定の書面（以下物件受領書という）を貸貸人に交付します。なお、賃借人が正当な理由なく検取期間内に検取を完了しないときは、検取期間の満了により検取を完了したものとみなし、検取期間の満了日に物件受領書を交付したものとみなします。
 - 4 前項の場合、レンタル物件の品質等に不適合、不完全があったときは、賃借人は、検取期間内にこれを貸貸人に書面で通知し、賃借人との間でこれを解決した後、物件受領書を貸貸人に交付します。
 - 5 前2項の場合、物件受領書の交付日（交付したものとみなされる日を含む）に貸貸人から賃借人へのレンタル物件の引渡しが完了したものとします。

第6条（契約内容不適合等）

- 貸貸人は賃借人に対し、引渡し時または物件受領書交付時（交付したものとみなされる場合を含む）においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または賃借人の使用目的への適合性その他レンタル物件の品質等については担保しません。
- 2 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けた後2日以内にレンタル物件の品質等がレンタル契約の内容に適合していないことを貸貸人に対して通知をしなかった場合、または賃借人が貸貸人に対し物件受領書を交付した場合（交付したものとみなされる場合を含む）、レンタル物件の品質等はレンタル契約の内容に適合した状態で賃借人に引渡されたものとみなし、賃借人は、貸貸人に対し、後に定める保守サービスを除き、レンタル物件と同等の性能を有する代替物件（以下代替物件という）の引渡し、レンタル物件の修理、不足分の引渡し、レンタル料等の免除および減額、損害賠償の請求並びにレンタル契約の解除をすることができないものとします。

第7条（レンタル物件の保守）

- 貸貸人は、賃借人に対し、レンタル物件について第4条第2項記載の見積書記載のIT機器保守サービス（以下保守サービスという）を提供します。ただし、別途定める保守約款が適用されます。
- 2 賃借人は、貸貸人に対し、保守サービスを除き、修理および代替物件の引渡しを請求することができません。

第8条（レンタル物件の使用保管）

- 賃借人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する諸費用は賃借人の負担とします。
- 2 賃借人は、事前に貸貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
 - ① レンタル物件を第5条所定の設置場所以外に移動すること。ただし、ノート型パーソナルコンピュータ、タブレット、モバイル端末等、携行して使用するレンタル物件は除きます。
 - ② レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造もしくは修理すること。
 - ③ レンタル物件に貼付された貸貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
 - ④ レンタル物件について質権および譲渡担保権、その他貸貸人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
 - 3 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けてから返還するまでの間に、レンタル物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、賃借人がこれを賠償します。
 - 4 賃借人は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が

生じたときは、直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。

第9条（レンタル物件の滅失・毀損）

賃借人の責に帰すべき事由によらず、レンタル物件が滅失（修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ）した場合は、レンタル契約は当然に終了するものとします。

- 賃借人の責に帰すべき事由によらず、レンタル物件が毀損（所有権の制限を含む、以下同じ）した場合は、賃貸人は、賃借人に対し、保守サービスを提供します。但し、保守サービスにより修理および代替物件の引渡しが行われない場合、賃貸人および賃借人はレンタル契約の全部または一部を解除できるものとします。なお、本項に基づきレンタル契約が解除されない限り、賃借人は賃貸人に対しレンタル契約に基づくレンタル料金等の支払義務を免れないものとします。
- 賃借人の責に帰すべき事由により、レンタル物件が滅失または毀損した場合は、賃貸人は何らの催告なく、ただちにレンタル契約を解除できるものとします。賃貸人がレンタル契約を解除した場合、賃借人は賃貸人に対して、第14条に基づき支払うべき金員のほかに、代替物件の購入代価またはレンタル物件の修理代相当額を損害賠償として支払います。また、賃貸人がレンタル契約を解除しない場合でも、賃借人は賃貸人に対して代替物件の購入代価またはレンタル物件の修理代相当額を損害賠償として支払うものとします。なお、本項に基づきレンタル契約が解除されない限り、賃借人は賃貸人に対しレンタル契約に基づくレンタル料金等の支払義務を免れないものとします。

第10条（ソフトウェアの複製等の禁止）

賃借人は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアという）に関し、次の行為を行うことはできません。

- 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
- ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
- ソフトウェアを複製すること。
- ソフトウェアを変更または改作すること。

第11条（保険）

第9条のレンタル物件の滅失・毀損のうち、賃貸人加入の動産総合保険によって担保されるレンタル物件については、賃借人は、保険金相当額の限度でその負担を免除されるものとします。

- レンタル物件に保険事故が発生した場合、賃借人は賃貸人に対し、直ちにその旨を通知するとともに、賃貸人の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく賃貸人に交付します。
- 賃借人が第2項の通知義務・交付義務を怠り、またはレンタル物件の滅失毀損について故意または重過失がある場合は、第1項の限りではありません。

第12条（解約）

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知のうえレンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができます。ただし、レンタル期間が1ヶ月未満の場合、または、レンタル期間が1ヶ月以上でレンタル期間開始後1ヶ月を経過していない場合は、レンタル契約を解約することができません。

第13条（解約レンタル料）

前条による解約、第9条第1項による終了、同条第2項または第3項による解除、第14条による解除、第20条第3項による解除その他事由のいかんを問わずレンタル期間の途中でレンタル契約が終了した場合は、賃借人は中途解約金として、残存するレンタル期間の月数に月額レンタル料を乗じた金額を賃貸人に支払います。

- 前項により算出された中途解約金を一括して賃貸人に支払います。ただし、賃貸人がレンタル契約または本IT機器レンタル約款の各条項に違反したことにより、レンタルの途中でレンタル契約が終了した場合はこの限りではありません。
- レンタル期間の途中でレンタル契約が終了した場合、賃借人は、未払いのその他の諸費用があれば一括して賃貸人に支払います。また、賃借人は、賃貸人に対し、支払済みのレンタル料金等の返還を請求できず、発生済みのレンタル料金等の支払義務を免れないものとします。

第14条（債務不履行など）

賃借人が次の各号の一に該当した場合、賃貸人は、何らの催告なく、ただちにレンタル契約を解除することができます。この場合、賃借人は賃貸人に対し、未払レンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- レンタル料の支払を1回でも遅滞し、もしくは、レンタル契約または本IT機器レンタル約款の各条項に違反したとき。
- 支払を停止し、または手形・小切手の不渡報告、もしくは電子債権の支払不能通知があったとき。
- 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき。
- 営業を休廃止し、または解散したとき。
- 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。

第15条（レンタル物件の返還）

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル物件を原状に復したうえで、直ちにレンタル物件を賃貸人に返還します。

- レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して賃借人その他第三者に生じた損害に関して賃貸人は一切責任を負いません。
- 賃借人が本条第1項の義務の履行を怠った場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル契約の終了日の翌日からレンタル物件の返還日まで、1ヶ月当たりレンタル料金（レンタル期間の途中でレンタル契約が終了した場合は第13条第1項により算出されたレンタル料）の月額（レンタル期間が1ヶ月未満の場合、月額に換算したレンタル料金）の倍額相当額の延滞金を支払うものとします。ただし、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなします。

第16条（支払遅延損害金）

賃借人がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、賃借人は貸貸人に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による支払遅延損害金を支払うものとします。

第17条（消費税等の負担）

賃借人はレンタル契約に基づき支払うべき金員については、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して貸貸人に支払います。

第18条（損害賠償）

貸貸人に故意または重大な過失があった場合を除き、賃借人が貸貸人に対し本件レンタル契約に関して賃借人に損害を与えた場合、賃借人が賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、第2条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とします。

第19条（裁判管轄）

レンタル契約についての一切の紛争は、訴額のいかんにかかわらず、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（反社会的勢力の排除）

貸貸人および賃借人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）
 - ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
 - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下犯罪という）に該当する罪を犯した者
- 2 賃借人および賃借人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ③ 犯罪に該当する罪に該当する行為
 - ④ その他前各号に準ずる行為
- 3 貸貸人または賃借人が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、レンタル契約を直ちに解除することができます。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しません。

第21条（付則）

本IT機器レンタル約款は、2024年9月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。なお、貸貸人は、必要に応じて本IT機器レンタル約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、下記の貸貸人のホームページにて掲示し、改定前に締結されたレンタル契約にも最新のIT機器レンタル約款の定めを適用するものとします。 (<https://www.asclepius.co.jp/>)

以上